

松島町トンネル長寿命化修繕計画

1. 目的

松島町が管理する道路トンネルは、令和7年3月末現在で2トンネルあります。これらの道路トンネルは建設後の経過年数が50年以上であり、将来的に老朽化が進み補修の必要なトンネルが増えていきます。町民が生活道路として安心、安全に利用頂けるよう維持・修繕を進めていくことが重要です。そのため『松島町のトンネル長寿命化修繕計画』を策定し、限られた財源の中で効率的に執行して、トンネルの機能を維持していきます。



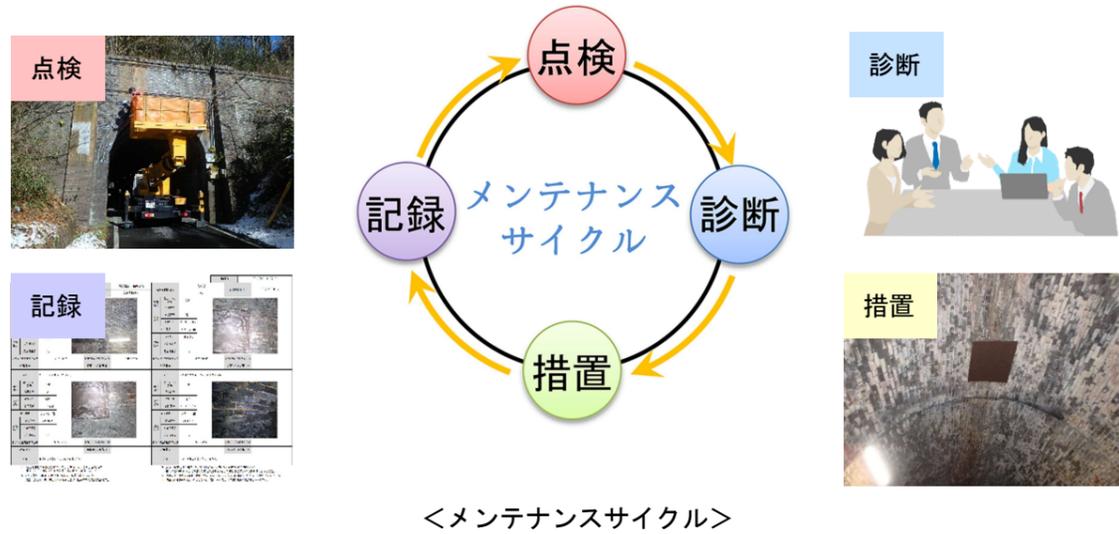
東浜トンネル



根廻トンネル

2. 維持管理の方針

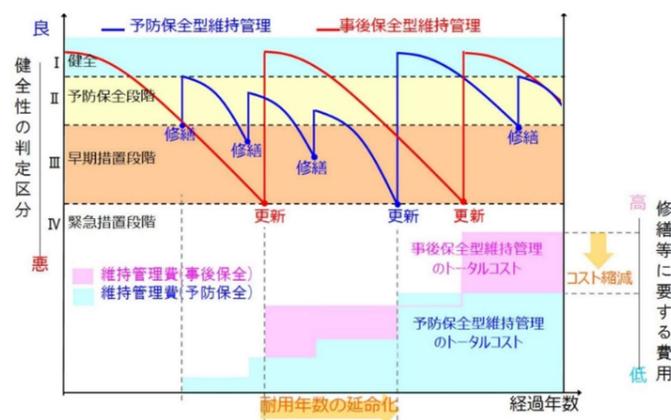
松島町のトンネルが安全に通行できる状態を確保するために、法令に基づいたトンネルの定期点検を行います。この定期点検は、「点検→診断→措置→記録」のサイクルを長期にわたって稼働して、維持補修に関する情報を公表します。



3. 予防保全型の維持管理

従来の「悪くなったら修繕する」事後保全型ではなく、「悪くなる前に補修する」予防保全型の維持管理を行うことで、毎年の維持管理コストの平準化と大規模な補修工事を回避します。

2トンネルの補修内容としましては、断面修復やひび割れ補修となり概算費用で約25,000千円の見込みとなります。令和16年までに再度補修内容の検討を行います。



4. 点検・診断の結果

点検・診断は「国土交通省 道路局 道路トンネル定期点検要領 令和6年9月」に基づいて計画的な点検及び診断を行います。

＜令和6年度点検結果一覧表＞

施設名	路線名	所在地	形式	延長(m)	全幅(m)	竣工年	経過年数	健全性
東浜トンネル	町道東浜線	松島町松島字東浜	開削トンネル工法	33.3	5.5	1969年～1971年	54年～56年	Ⅲ
根廻トンネル	町道根廻・品井沼線	松島町根廻字蒜沢	木製支保工法レンガ積工法	168.1	4.25	1890年以前	135年以上	Ⅱ

東浜トンネルは健全度「Ⅲ」に判定され、道路トンネルの機能に支障が生じる可能性があるため、早期に対策工事を実施する必要があります。

＜健全性の診断＞

区分	定義
Ⅰ 健全	道路トンネルの機能に支障が生じていない状態。
Ⅱ 予防保全段階	道路トンネルの機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
Ⅲ 早期措置段階	道路トンネルの機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
Ⅳ 緊急措置段階	道路トンネルの機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

5. 集約化・撤去について

集約化・撤去対象の検討を行った結果、管理する施設は山間部及び海岸に位置し、隣接する迂回路を通行した場合、約10km（所要時間20分となり、社会活動に影響を与えるため集約化・撤去を行うことが困難です。

周辺の状況や施設の利用状況を踏まえて、再度検討を行います。

6. 新技術の活用

本計画では、点検業務の効率化と記録精度の向上を図るため、点検時にタブレット端末の活用を計画しております。紙の点検記録用紙への手書き記録をタブレット入力へ移行することで、現場での記録作業が簡素化され、入力漏れの防止にもつながります。また、点検結果をその場でデータ化できることから、帳票作成に係る事務作業が軽減され、従来の点検方法と比較して約20万円のコスト削減を目指します。

7. トンネル点検実施・予定年次計画

今後、トンネル点検は5年毎に実施する予定です。

＜トンネル点検実施・予定年次計画＞

名称 / 年度	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
東浜トンネル	●					○					○
根廻トンネル	●					○					○

●・・・点検実施済み ○・・・点検予定



松島町 建設課 管理班

〒981-0215 宮城郡松島町高城字帰命院下一 19 番地の 1

Tel : 022-354-5715 Fax : 022-353-2041